

平成28年第2回  
利根町議会定例会会議録 第3号

平成28年6月10日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君												
教	育	長	杉山英彦君												
総	務	課	長	清水一男君											
企	画	財	政	課	長	飯塚良一君									
税	務	課	長	石川篤君											
住	民	課	長	岡野寛之君											
福	祉	課	長	石田通夫君											
子	育	て	支	援	課	長	大野敏明君								
保	健	福	祉	セ	ン	タ	ー	所	長	秋山幸子君					
環	境	対	策	課	長	大津善男君									
保	険	年	金	課	長	兼	国	保	診	療	所	事	務	長	武藤武治君
経	済	課	長	大	越	直	樹	君							
都	市	建	設	課	長	鬼	澤	俊	一	君					
会	計	課	長	菅	田	哲	夫	君							
学	校	教	育	課	長	寺	田	寛	君						
生	涯	学	習	課	長	坂	田	重	雄	君					

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	宮 本 正 裕
書	矢 口 敬 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

平成28年6月10日（金曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者、10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。きょうは昨日と違って大分暑くなりました。体には十分気をつけていただきたいと思います。4番通告、若泉昌寿でございます。

今回は私、二つに対して質問をいたしますが、まず1番目には障害者差別解消法施行について質問しますけれども、昨日、五十嵐議員が質問いたしました。さらには月曜日、新井議員が同じことで質問することになっております。ということは、それだけ関心があるということなので、皆さん、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、障害者差別解消法施行について質問をいたします。

国は障害者差別解消法に基づき障害者の身近な相談への対応を話し合う場として、国が各自治体に設置するよう求めている「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が余り進んでいないと聞いていますが、その状況を伺います。

昨日、五十嵐議員に対しての町長の答弁がありましたけれども、もう一度お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

障害者差別解消法において、地方自治体ごとに設置できるとされている「障害者差別解消支援地域協議会」の設置状況についてお答えをいたします。

町では、既存の利根町地域自立支援協議会において、その機能を兼ねることとして平成28年4月1日付で設置をしております。

障害者差別解消支援地域協議会は、地域の幅広い分野にまたがる障害者差別に係る情報共有のほか、問題の解決、問題発生防止の取り組みを多面的に行うネットワーク機能を担う協議会であり、医療、教育、障害者団体、サービス提供事業者、学識経験者や障害者当事者など、さまざまな分野の関係者により構成するものと国では想定しております。

町では、平成22年より、さまざまな分野の関係者が地域の障害福祉に関する情報の共有と多面的な支援体制をつくるための連携・協議を行う組織として、利根町地域自立支援協議会を設置しており、既に障害福祉を推進するためのネットワークとして機能しております。

利根町地域自立支援協議会が障害者差別解消支援地域協議会で想定している構成員による協議会であることから、障害者差別解消支援地域協議会で求められる機能についても十分担うことができるものと考え、また、内閣府作成の「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」にも、障害者差別解消支援地域協議会の設置方法として既存の協議会の利用が上げられていることから、利根町地域自立支援協議会委員の合意のもと、平成28年4月1日付で設置となりました。

参考に申しますけれども、平成28年4月1日現在の県内市町村の障害者差別解消支援地域協議会の設置状況は、設置済みは利根町を含めて3市町村、設置予定は26市町村、設置しないは3市町村、未定は12市町村となっております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今の町長の答弁ですと、28年4月に既に設置したということですが、私、きのう聞き漏らしたのかなと思って、今新たに「ああ、そうなんだ」と思いました。

それで、きのう、たしか石田福祉課長がおっしゃったのは、この協議会に対していろいろ

ろな腹案を今検討していると答弁していましたよね。でも、設置したということは、腹案というものはできているんじゃないかと、私はそう思うのですけれども、違うんですか、その辺ちょっと。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それでは、お答えいたします。

策定要領につきましては、この7月に自立支援協議会が開催される予定でございまして、その中で今、福祉課のほうで案がございますので、その案を提出させていただきまして、それをその協議会の中で検討していただくということでございます。

その対応要領の案でございますけれども、この中には、まず要領の目的、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供、所属長の責務、不当な差別的取り扱い等をした場合の懲戒処分等、相談体制の整備、職員に対する研修啓発などを盛り込むことを予定しております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） わかりました。要するに、協議会を設置したけれども、今度7月に委員の中で、今、腹案として考えていることをもんで、今度それに沿ってやっていこうと、そういうことですね、はい、わかりました。

それで町長、先ほど茨城県で既に設置済みというのは、利根町を入れて3市町村と言いましたね。たしか4月1日か4月5日あたりの新聞で見ますと、そのときは東海村、那珂市かな、その2町村と出ていましたけれども、そのときは既に利根町は設置されていなかったと思うんですけれども、新聞によればね、でも今の話であれば設置されたということなんですけれども、その辺はどちらが正しいのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えします。

4月1日現在の設置済みということで、利根町、那珂市、河内町の3市町ということで……（「東海村です、東海村、河内町はまだでしょう」と呼ぶ者あり）じゃあ、その辺はちょっと後で、ということで4月1日付の設置状況は以上ようになってございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 利根町もよその自治体よりも早く設置されたということは、町もそれだけやる気があるということのあらわれですよ。それで、障害者差別解消法に関しましては、まさしく、例えば障害のある方、また全然ない健常者の方もみんな平等に生活できる、暮らしていかれる、そういうことだと私は認識しているんですが、そういう考えでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えします。

この障害者差別解消法の対象者ということで、きのうも少し触れさせていただいたんで

すけれども、障害者の手帳を持っていない方も対象となっております。

それで、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、こちらには発達障害という方、あと難病の方も含まれております。そのほかの心や体の働きに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアですね、障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人等全て対象となるということで、例えば障害者の方ではないんですけれども、高齢の方で少しここは人の手をかりないとちょっと自分でも大変だという方も、ずっとそういう状態が続いているような方であれば、対象となるということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） まさしく福祉課長の言うことはわかりますけれども、私が今聞いたのは、障害者はもちろんのこと、障害者でない健常者、私も健常者に近いほうなんです。そういう我々も普通の人もともに暮らしていかれるような、そういうためのあれなんじゃないですか、障害者差別解消法の中に入るんじゃないですか。

何を言いたいかということは、障害者に対して普通の方たちも、例えば障害者がちょっと困っているときとか、そういう見受けたときには手を差し伸べてあげて、その人を、わかりやすく言ったら助けてあげるとか、そういう心、精神、優しさとか、そういうことを持って、それでお互いに暮らしをよくしましょと、そういうことじゃないんですか、違うんですか。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりのことでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 私の言うことで合っていますということですが、ということは、障害者差別解消法が設置され、今度動き始めますよね。そうすると障害者の方たちというのは、こういう障害者差別解消法が設置されて、できたんだよというのは大体わかります。ただ、一般町民、一般市民、ここは町ですから一般町民と言わせていただきますけれども、一般町民の方たちというのは、そういう障害者差別解消法ができたと詳しくはまずわからないと思うのです。でも、そういうことがわかっても、わからなくても、優しい心の持ち主、いたわりを持っているような人は困っていれば手を差し伸べる、これはそういう障害者差別解消法があろうとなかろうと、それは手を差し伸べて助けてあげますと、それはわかるんですけれども、ただ今回、こういうものをせっかく国のほうで設置してつくったということは、これは障害者のためにはもちろんいいことなんですけれども、共に、障害者も一般の人たちも暮らしをよくして仲良く暮らしていきましょという事なんです。一般の町民の方たちにもわかっていたく、理解していただけるようにするにはどのように考えているのか、それをお聞きしたいんです。

この障害者差別解消法が設置されて、こうこうこうなんだよと、ですから一般の方たち

もこうなんだよ、困ったときにはこういうふうに助けてあげなきゃいけないんだよと、そういう気持ちを持ってくださいと、それをわかっているように周知させるのは、どのような考えを持っているか聞きたいんです。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えいたします。

周知の方法ということの質問だと思います。この周知の方法につきましては、先ほど答弁の中でも対応要領の中身のほうが決まりまして、この中には合理的配慮が具体例を事細かく記載をこちらではして、それを案として協議会のほうに諮りたいと思っておりますので、その協議会の中で策定の了解が得ましたならば、とね広報とか、またはホームページ、あとは掲示物等を利用させていただきまして、周知のほうは図ってまいりたいと思っております。

それと、先ほど合理的配慮の提供ということで、一般の方が障害の方に手を差し伸べるというところの部分でございますけれども、障害者の方から何らかの対応が必要としているというような意思が伝えられたとき、ということで法のほうではなっております。ですから、そういうときに手を差し伸べるということでございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） いずれにしても、町民の方に周知させるということは、本当に一番難しいことだと私は思うのです。これは大いに関係あると思うのですが、教育長にちょっとお聞きしたいんですが、学校ばかりじゃないんですけれども、いじめというのがありますね、いじめ、あれも結局その中に入るような感じがすると思うのです。要は、いじめというの、弱い者に対していじめというのが多いんですね。障害者もあるでしょうけれども、弱い子の生徒、そういう子に対していじめというのがあるんですよ。強い子は絶対にいじめられませんから、これは子供の社会になりますけれども、今言っている障害者は子供も含めて大人の社会も入ってきますけれども、いじめというものも、それも子供たちにも、いじめはだめなんだよと。それから、障害者にも、こういうものが今度国のほうでできて、子供たちにも、仲間が困っているときにこういうふうに手を差し伸べるんだよ、助けてあげるんだよ、そういうことも教えていかなければいけないのかなと感じるんです。

ただいじめだけでなく、そういうことでなくて、その辺もちょっと考えてもらったほうがいいのかなと思うのですけれども、できましたら、教育長、その辺でどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 石田福祉課長、協議会の話の中で学校の子供たちの話まで出ましたら、出たのであれば、そのことについて答弁を。出なかったら出ないでいいですから。

石田福祉課長。

○福祉課長（石田通夫君） それではお答えします。

協議会の中で出たかどうかということでございますけれども、私が感じている中では、出ておりません。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 議長、出ていなかったから答弁はさせません、そういうことね。

○議長（井原正光君） 質問相手に教育委員会、教育長は載っていないので、協議会の中でもしそういう話が出ていればと思って福祉課長のほうに。

○10番（若泉昌寿君） はい、理解しました。

じゃあ答弁はいいんですけれども、ここでそういう話を私出しましたので、ぜひともそういうところも考えてもらいたいと思います。今ここで答弁はいいんですから、それはいいです。

でも先ほどから言っていますとおり、結局、一般町民に理解してもらうのが、何だかんだと言っても一番難しいのかなと、私はそう思っております。これから協議会が設置され、その中でいろいろな面で話し合いはしていくでしょうが、もしできましたら、その協議会の中でどのような話し合いになるかわかりませんが、そういう障害者差別解消法に関しての講演ぐらいはやったほうがいいのかと思うのです。年に一度、利根町でも、あれはどこの担当かな、学校教育課でなくて社会福祉協議会かどこかでやっていますよね、ああいう形で、もしできたら町民の方に知ってもらえるような講演会というものをやって、それで町民の皆さんにも周知してもらったほうがいいのかと思うのですけれども、それを協議会の中でぜひともお願いしたいと思います。障害者差別解消法の話はこれで結構です。

続きまして、基盤整備について。

現在、基盤整備は文間の北部地区も順調に工事が進められている。さらに文の西部地区においても、地権者との話し合いが進んでいる。これから調査に入ることと思いますが、地区内で一つ大きな問題があります。それは利根ニュータウンと中田切集落の間にある農地で、ここは約20数年前から取手東線バイパスの予定地になっております。しかし、まだバイパスの位置が決まっておりません。西部地区の基盤整備と取手東線バイパス工事は、これから並行して行っていかなければ工事は進まないと思いますが、町はどのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

西部地区基盤整備事業と取手東線バイパス工事ということでございますけれども、この工事につきましては、竜ヶ崎工事事務所と県南農林事務所で協議を行いながら進めることとなります。町としても地権者の意向等を伺いながら、両事務所と十分に連携をとりつつ事業を進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今の町長の答弁ですと、お互いに協力し合って進めていくとい

う考えなんです、ここで、取手東線ということに関してご存じない方もいると思いますので、今までの経過をちょっとここで述べさせていただきます。

この取手東線の計画というのは、平成8年のころか、要するにまだ鹿島参宮バスが布川を定期バスとして走っていたころなんですね、あのころに持ち上がった話なんです、そのとき布川の今言う馬場、横町、あの辺はバスが通りますとすれ違いができないような状況で、それで結構あのころから車の渋滞が激しく進んでおりました。特に栄橋においては、今よりも渋滞が激しいと思います。ちょうど若泉町長るとき、あのときに何としても渋滞緩和をしようということで県にお願いして、羽中地先から今の中田切と利根ニュータウンの間を通過して押付の前を通過して堤防までのバイパスを計画したわけです。

それで計画を進めていったんですが、布川地区の地権者の方から一部反対がありまして難航しました。難航して、そのうち今度遠山町長に平成11年にかわりまして、それからさらに進みが悪くなりました。

私、そのことに関しては、この場で町長とは何回激しくやったかわかりません。私の言い分は、利根町が渋滞緩和のために県にお願いしたんだから、利根町がお願いしたんだから、町がしっかりと反対の地権者にやっていかなければいつになってもできないよと、そういう形でいろいろやっていたんですが、なかなか進まなくて今現在に至っているようなわけです。途中から、じゃあ羽中地先からニュータウンの間を通過して、今のNTTのあるところ、あそこまでの道路で終わりにしようということで今やっているわけですが、それもなかなか進まないという状況なんです。そこへ今度、今2年ほど前から西部地区の基盤整備が持ち上がりました。利根町、はっきり申しまして第1産業は農業です。利根町の農業はどうしても基盤整備を進めていってよりやりやすい農地にしなければ、これからの利根町の農業というのは終わりになってしまいます。

そこで、文地区の西部地区も何とか話が進んでほぼやれるような感じになってきたと思いますが、そこで問題なのが、今言う、私が今質問し始めました利根ニュータウンの間を通過するバイパスなんです。

今の町長の答弁ですと、協力してやっていくということですが、そこで詳しく、どのくらいの協力体制ができるのか、まず都市建設課長にお願いしたんですが、今の状況をよくお願いします。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、地方道取手東線の羽中中田切地区のバイパス整備につきましてお答え申し上げます。

この事業につきましては、議員ご指摘のとおり、県の事業でございます。わかる範囲でお答えをさせていただきます。

現在、利根町におきましては、もちろん今年度も県への第1の要望箇所として要望書を提出したところでございます。また、昨年10月23日には竜ヶ崎工事事務所管内主要道路



整備促進期成同盟会の要望箇所としても、この同盟会の会長でございました遠山町長から県知事並びに県議会議長に対しまして、整備促進に関する要望活動を行っていただいたところでございます。

この事業の経過につきましては、竜ヶ崎工事事務所にお聞きをしたところ、平成27年度には羽中交差点の詳細協議を行い、平成28年度、今年度につきましては調査費が計上されているということでございます。

また、今後につきましては、利根西部地区の土地改良事業との協議を行っていくということでお聞きをしてございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、鬼澤課長のほうから答弁が、調査費とか、そういうことがありましたけれども、これは数年前からそういう答弁です。

それから、期成同盟会、私も行ったことがありました。期成同盟会の中でも同じようなことは前から工事事務所、県のほうにも出している、それも知っております。そういう状況ですがなかなか進まない、それで現状に至るわけです。

ですから、これからどのくらいの考えで一緒にやっていくのか、その辺が私には見えませんよ。私、こういうことを言っただけではいけないんですが、取手東線バイパス、羽中地先から今計画されているニュータウンを通して千葉竜ヶ崎線のNTTのところへぶつかる予定なんです、以前はそれが押付新田の土手まで行ったんですよ。そうしますと大変有効価値があったんですが、今計画されているところで道路が終わりということになると、余り利用価値というのはないのかなという感じはします。しかしながら、これは利根町の以前からの要望でございましたので、千葉竜ヶ崎線まで何としてもやっていただきたいというのが私の念願でございますけれども、町長、今、取手東線バイパス、中田切のNTTのところまで何としても一日も早く開通したいという気持ちはありますか、その辺をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほど鬼澤都市建設課長からもありましたように、毎年県のほうにお願いして、一日も早く完成するようということで、そのように思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 道路のほうはわかりましたけれども、今度、経済課長にお伺いします。

西部地区が今いろいろとやっているところでございます。本当にご苦労さまです。何とでもこれは実現していただきたい。また実現はすると思っております。私は信じています。

それで、西部地区の事業は工事としては、今の目安として、あと何年ぐらい先になったら工事に入れるような予定ですか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） ただいまの若泉議員のご質問にお答えをいたします。

今の西部地区の工事、いつごろ入れるかということだと思っておりますけれども、今現在の状況を申しますと、ことしの3月、西部地区の事業計画の概要ができて、それを地元のほうに説明に上がっております。それをもちまして、現在、仮同意をとるということで地元の役員さん方に活躍をしていただいているところでございます。

その仮同意が95%まとまりましたならば、国のほうへの申請ができるということになります。

万が一うまく国のほうに申請ができるという状況になりましたら、その翌年が設計に入りますので、その次の年には粗造成には入れるという工程にはなります。ですから、今の段階ですと平成29年とか30年に入れますよということはちょっと申し上げにくいので、流れる的にはそんな形で流れていくということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 経済課長のほうからの話ですと、非常に明るい見通しでございます。私も大体30年のころには工事に入れるのかなと思うのですが、この基盤整備というのは、1期工事、2期工事、3期工事、文地区は240ヘクタールぐらいあるんですけどか、文間あたりよりも大きいと思いますけれども、そうしますと3期で終わるのか、4期で終わるのかわかりませんが、果たして1期工事はどこから進んでいくのかもわかりませんが、それもわかりませんが、もちろん今全然わからないと思いますけれども、そうしますとどんなに早く見積もっても、始まって終わるまでの間、工事が終わるまでの間、10年はかかりますよね。

そこで、できることなら、こういうことは絶対避けてもらいたいんですよ。ニュータウンのところの道路がなかなか進まないから、一番最後の4期工事とか何かにしちゃえと、そういうことは絶対避けてもらいたい。

なぜかと言いますと、今のニュータウンと中田切の間の田んぼというのは、私、正確にはわかりませんが、きのうも石井議員が言っていましたけれども、耕作放棄地が大分進んでいるんですよ。利根町でも部分的に見たら一番進んでいるのが中田切地区なのかな、私、そのように思っているんですよ。ですから、できることなら一番耕作放棄地が多いところからやっていただければ一番理想的、あくまでもこれは理想の考えですよ。

それには、やはり道路が絡んできますから、道路と一緒にやっていかなければ、並行してやっていかなければ工事は進まないとは私は認識しているんですが、その辺はどうなんだろう。片方だけ行くというわけにいかないと思うのですが、どうですか。

○議長（井原正光君） 大越経済課長。

○経済課長（大越直樹君） それではお答えをいたします。

確かに若泉議員おっしゃるように、並行して進むのが一番よろしいと思います。要は農地にしても、排水、それから、道路、これ必要でございます。そうすると県道のほうとの

取り付けのぐあい、そういうのがございますので、その辺は同じような進み方をするのが一番ベストだと思います。ただし、現実的にどちらかが早くなったり遅くなったりということはございますので、その辺は両事務所で十分な調整を図りながら進めるということになろうかと思えます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、課長が言っていましたように、私もそのように思うのです。ですから、今回はこの工事に関しては都市建設課と経済課と心をつなげてタイアップして、それでやっていかなければいけないのかなと思っています。でも、利根町の都市建設課の課長と経済課の課長がそのように思っても、やはり県のほうも絡んでいる、国のほうも絡んでいるんです。ですから思うように行かない、それも私よくわかります。

その辺をお二人の課長が、そこには町長が、頭がいるんですから、町長も一生懸命やってもらわなくては困りますけれども、課長が一体となってこれからやっていってもらおうという気持ちになっていかないと、なかなかこれは進まないのかなと思うのですが、鬼澤都市建設課長、その辺はどのように考えていますか。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） 私も議員ご指摘のとおりだと思います。

利根町の中で一致団結して、それを県のほうにお話をして早急な建設をお願いしていくということだと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 両課長も、本当にタイアップして一緒に何とかやっという気持ちが強いですから、私も一安心の感じはしますけれども、やはり利根町というのは、先ほども言いましたけれども、まずは農業に関しては基盤整備ですよ。基盤整備をしっかりとやって、あと残るのは布川地区、布川地区も何とか努力すればできないということはないと思うのです。それでこの利根町の4地区全てで基盤整備を進めていって、将来的にも農業で何とか暮らしていける町として残っていただきたいという気持ちを、私すごく強く持っています。

道路に関しては、できることなら羽中地先から、最初の計画どおり押付の堤防のところまで開通してもらいたい。ただ、今回の基盤整備、当然フレッシュタウンと押付の間の田んぼも基盤整備をやるわけですが、その辺のところを道路として町長はどのように考えているのか。

その計画予定された道路というものは、まだ白紙にはなっていないと思うのです。ですから、その道路を進めていくのか、それとも今の中田切の千葉竜ヶ崎線までで終わりにするのか、その辺、今の町長の考えをお聞きします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

基盤整備のほうの決定図面ではないですけれども、図面ができていまして、最初できた図面というのは羽中から中田切、ニュータウンの北のところですね、あれとの連係性がなかったのので、県のほうにお願いして、要するに連携性を持たせるように、その図面に変更していただきました。ただ、千葉竜ヶ崎線から基盤整備の間まで、そこがまだ決定していませんので、それもこれから地権者等のご意見等を聞いて連携を図っていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 違うんです。私が今聞いたのは、最初の計画、押付とフレッシュタウンの間を通るわけだったんですよ。それでその計画はまだ消えたわけじゃないでしょう、白紙で消えちゃったというのではしょうがないですけれども、消えていないと思うのです。ですからその件に関して、今度の基盤整備でそこをやるわけでしょうよ。押付前、それに関して道路はどのように考えているのかということ。

道路は全く考えていないのか、できることなら押付の堤防までやろうかという気持ちがあるのか、それを聞いたんです。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどから申しておりますとおり、竜ヶ崎工事事務所と県南農林事務所と町で協議して、今後進めていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町長、先ほど私も言いましたけれども、この件に関しては、町長と随分やりましたよね。それこそ平成11年以降から四、五年の間、議事録を見ればよくわかりますけれども、これはあくまでも利根町が何としても欲しい道路だからということに県にお願いしてやった道路なんですよ。だから、できることなら、今でも私は向こうまで、押付の堤防まで道路が欲しいなという気持ちがあるんです。

今の町長の答弁ですと、結局相手任せ、相手次第という考えじゃないですか。そういう考えにしか私には聞こえないんです。そうでなくて、利根町の町長としてその道路を、利根町が最初は計画した道路なんだから、できることなら私つくりたいよと、そういう気持ちがあるのかなのか、それを聞きたいんです。

そういうことなんです。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどから申し上げましたとおり、ニュータウンの北側から千葉竜ヶ崎線にぶつかりまして、それで土手まで行くように基盤整備絡みがありますので、それともとの竜ヶ崎工事事務所の計画もありますので、それで押付新田の土手のほうへ道路を持っていくような方向で今、県と協議をしているところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、初めてそのように言ったんじゃないですか、その前は言わ

ないでしょうよ、そういうふうに計画している、考えているって、今初めて言ったんじゃないですか。最初からそのように言ってくれば、私、ああそうですかお願いしますよと、そういうことなんですよ。

いずれにしても何とか、できることなら、今回の基盤整備をやることですから、それに伴って、できることなら一緒にやってもらいたい。それはそれでこっちに置いても構わないですけども、まずは何としても今の中田切の前、あそこのバイパスとそこからの基盤整備、それは一日も早くやってもらいたいと思います。

それで、先ほども言いましたけれども、一番最後の工期にはしないでもらいたい。でないと、ますますあそこは耕作放棄地がふえるばかり、ですから何としても、できることなら道路のほうも一緒に一生懸命やっていただいて、それでまとまって、一番先にあそこから工事に入れるような、そういう意気込みでやってもらいたいと思います。ぜひともよろしくをお願いします。これで終わります。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分休憩

---

午後 2 時 0 0 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

5 番通告者、3 番石山肖子議員。

〔3 番石山肖子君登壇〕

○3 番（石山肖子君） 5 番通告、3 番石山肖子でございます。

昨日の報道によりますと、アジアの中で日本が発見したニホニウムという元素が、そういう名前になる方向でということが報道されました。この元素、実は、その発見に至っては9年以上の研究を続けたそうです。その元素というのは0.002秒しか存在しないもので、しかしその発見をしたということ自体は、これからの未来の世界中の科学の研究にとって大事であるということを私は思いました。そのような地道な研究を国が後押しして、今回の発見、命名となったわけです。

そのような下支えをするような研究と同じように、私は今回協働のまちづくりについて、この町にとって何が下支えになるかということを考えるときに、協働の理念というものをこれから町のほうでも、住民のほうでもよく浸透させて、そしてまちづくりに参加していただきたいと思いますと思うところでございます。

たびたび協働について質問させていただいている理由ですけども、協働の理念が自治体経営でうたわれるようになってから久しいです。しかし現状として、人口減少社会の到来、少子高齢化という現状においても、共助の社会、この実現が自治体の課題解決にとって不可欠である。つまり共に支えることによってしか解決し得ないと私は考えます。協働

による自治体経営の実現の努力が、引き続き必要であろうと考えるからです。

明治大学の牛山久仁彦氏によりますと、自治体における住民協働の課題として二つ挙げておられます。

一つは協働のための資金確保、NPO、市民活動など住民団体を支援する中間支援組織のあり方が課題となる。二つ目に、そうした活動の多くに団体が取り組むときに、協働の取り組みが活性化するためには人材の育成も不可欠であろう。そういう意味で協働の人材を育てるための地域大学等が浦安市、横浜市、相模原市などで試みられております。

自治体経営の課題としてたくさんの方があろうかと思いますが、協働のまちづくりガイドラインというものがございます。2015年3月に発表されました。そこからの引用です。「町が直面する課題は山積みしていますが、豊かな暮らしに対する課題や問題を身近に抱え、その解決への底力を持つ住民の皆様への参画をいただき、行政と皆様との協力により現実的で効率的な活動が生きる社会をつくっていくことにしました。」とうたっております。

さて、(1)番目の質問、協働のまちづくりのガイドライン、これにうたっております協働のまちづくりのツールである住民協働事業補助、里親制度施策の進捗をお伺いいたします。

以降の質問は自席で行います。

○議長（井原正光君） 石山議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

「協働のまちづくりのツールである住民協働事業補助・公共場所の里親制度施策の進捗について」とのご質問でございますが、まず、住民協働事業でございますが、平成26年度から制度が開始され、平成28年度事業を含み3件の事業につきまして補助金を支給しているところでございます。

次に、公共場所の里親制度施策の進捗についてでございますが、現在、公共の公道や公園などにおきましては、自治会・ボランティア団体の方々が積極的に掃除等に当たっていただいている状況にありますので、現状でも住民の方々が里親制度以上に愛情を持って管理していただいていることから、里親制度を制度化することにつきましては、自主的な取り組みに規制を加えることにもなりかねませんので、現在のところ制度化する予定はございません。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 里親制度と住民協働事業補助、これについて現在の状況をお伺いいたしました。

この協働のまちづくりガイドラインというのは、私たち住民が行政とともに社会貢献をするような働きをするための道標であると思うのです。この道標をつくられたということ

は、これからいろいろな手法を使って、この協働の理念を啓発していかれると思いますが、例えばその啓発の手法としてポスターですとか、講演会、シンポジウム等、それから、ガイドラインを設置したということが、その理念を啓発しようということで行われていることと思います。

確かにいろいろな手法がございまして、協議会の設置ですとか、そういう組織的なものを体系的につくっていくこともありましょうが、利根町においてはその啓発普及に力を入れるということで、町は推進していっていると理解いたします。

(2)の質問についてですが、ガイドラインの7-2には、「協働推進の基本方針・環境整備について、行政内部の協働推進体制の整備として協働推進スタッフを関係部署に置く」とありますが、どの部署に関係スタッフを置かれましたでしょうか、進捗をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

ガイドライン7-2 協働推進の基本方針・環境整備について、2の行政内部の協働推進体制の整備ということでございますが、協働推進スタッフを関係部署に置くということございまして、町の現状は、まちづくり事業に関しましては範囲が広く、協働推進スタッフという名目ではなく、関係各課の担当職員が窓口といたしまして事業に当たっているという状況でございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 協働推進のスタッフを各課に置いているということでお答えいただきましたが、これについては、スタッフの中で連携をとっていると理解してよかろうかと思えます。なぜならば、この協働という概念が難しいものでありまして、近年におきましては、例えば相模女子大の松下啓一氏という方がおっしゃっております。

行政と住民が一緒にやる協働もあるけれども、協働には一緒にやらない協働もある。地域の住民が当事者となって地域の課題を解決する際、理論的枠組みが必要であって、それが協働である。一緒にやるというのは手段であって目的ではないとおっしゃっています。そういう意味で各課が連携をとる、そのことも私は協働の一つだと評価いたします。

ここで私がこの協働のまちづくりの推進について、そのガイドライン以降のアクションを願っている理由ですけれども、ある町を紹介いたします。私事で僭越なんですけれども、生まれまして九州宮崎県都城市に隣接する三股町というところです。ここは、40年前に私がそこを出たときに1万4,000人ぐらいの人口でした。さしたる企業も立地していない小さな町なんですけど、現在2万5,000人を超える人口、それから、人口増加率が平成22年、27年で県内トップの2.5%、年少人口が平成27年に17.0%という町です。確かに隣の都城市には有名な霧島酒造もありまして、交通の要衝でもあったことから、隣町の三股町というところはベッドタウンとして発展している。

私はこの利根町を、子育ての町として選んで移住してまいりました。配偶者が通勤しやすいこと、そして自然環境が豊かであること、それに加えて自分の生まれた町と規模が似ていたというところがあります。そこで、その人口については興味があって、つい最近2万5,000人を超える人口となっているということにびっくりいたしまして、それでその理由なんですけれども、なぜ人口がふえているか、確かに少子高齢化に向けて子育て支援、この施策は充実しております。町立図書館にもいろいろな工夫がされて、小さな子たちの子育ての支援をしている、そのようなところです。

特筆すべきは、この町は平成の大合併時に合併吸収されず、都城市に入らなかった経緯があります。ということは、この町は自立の選択をしたということではないかと思うわけです。自立の選択をして、今、なぜまだ人口がふえ続けているのか、確かにこれからも平成25年問題と言われるところに行くまでの間の、同じような日本の流れに対して、先を見据えていろいろな取り組みをこの町はしておりますが、やはりそんなに人口はふえない。この町がなぜそのような安定した人口を保っているのか、確かにベッドタウンとして、そして子育てが充実しているところに皆さんが集まってきているのではないかとは思いますが、歴史の要因もあるでしょうけれども、面識社会の度合いが強い、そして地域住民と行政の距離が近い、それから、協働のまちづくりも推進しています。協働のまちづくりの基本条例もつくっております。そして町長が率先して地域に出かけている。そのような状況でございます。

そのことを私も、たまたまですけれども、生まれた町がそのような状況であるということから、何かヒントがないかなと思って調べましたところ、協働のまちづくりを町民と共有しているという状況が、その一つの要因だというふうに思います。

このまちづくりガイドラインを道標にして、町民参画を促す次のアクションをどう起こされるのか。ガイドラインはつくりました。では次にどのような施策をお考えなのでしょうか。

③番の「単に行政経費の削減を目的にするのではなく、市民が広く社会貢献活動に取り組める環境を、調査研究や事業施行などを織り込みながら整備していかなければならない」とうたってありますが、そのための環境づくりをどのように行っていけますか、お答え願います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

現在、町では町民の交流が図られるイベントが各種開催されております。今後は、より多くの町民の方がイベント情報を把握できるよう、町公式ホームページ、広報とねの充実を図ることはもとより、この5月からは町公式フェイスブック、並びに町公式ツイッターを開設し、町のイベント情報等を掲載しているところでございます。

また、町民の方が興味を持ち参加してみたいと思えるよう、イベント内容を充実させて



実施してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 広報紙、それから、イベント等を充実させていくということですが、協働のまちづくりについてのPR等は具体的には何かお考えでしょうか。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 石山議員のご質問にお答えします。

まず、協働のまちづくりの概念なんですけれども、先ほど冒頭で石山議員が言われました効率的な活動ができる社会をつくっていくというのが一つございました。これを進めるに当たりましては、自主性の尊重、自立化、相互理解など協働の原則にのっとりまして、住民と行政、それぞれの役割を踏まえて進めていくということになります。

情報の発信なんですけれども、今年度から始めましたフェイスブックであるとかツイッター、これに関しましては単に行政情報を載せるだけでなく、住民活動や利根町にかかわっている個人の活動なども発信すると、そのほかの地域資源の再発見であるとか掘り起こし、これも行っていくつもりでございます。身近であるけれども、今まで知らなかったようなことも情報として届けていこうと考えております。

そのような中で自発的に住民の方が発案されて事業をしていくと、それに対して町のほうも協力をしていくという体制を、少しずつですけれども、情報を提供することによって進めていければいいなと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） ホームページの中におきましても、私も毎日拝見しておりますフェイスブック、ツイッターなどの利用によって、生の動画ですとか写真等が掲載されていて、リアルな息づかいみたいなものも伝わっているということで、大変よろしいかと思えます。引き続き、そちらのほうはお願いいたします。

これからなんですけれども、協働で町をつくっていくということも、そのような発信の中で強調して盛り込んでいただきたいと思いますと思いますが、町全体として協働の町をつくっていくということを表明したほうがいいと私は思うわけです。協働の理念というのは、町の発展のための見えない部分が多いですけれども、下支えになる部分だと思うわけです。

例えば先ほどご紹介した宮崎県の三股町というところは、まちづくり基本条例を平成24年につくりまして、その中で各地区の自治公民館をまちづくりの基本単位として、また地区座談会を毎年、町長初め行政が出向いて各地区で開催しています。ですから、電子的な発信、ホームページからの発信以外に、地区との対話をこれからつくっていく、もちろん今もあると思いますけれども、協働のまちづくりという理念を携えて町民と対話してほしいというのが、私の願いでございますが、そのときに（4）番の質問になるんですけれども、地域コミュニティーを醸成していくという観点から、どのような単位のコミュニティーを想定して、例えば対話を行っていくのか、その辺、お考えがございましたらお願い

いたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

どのような単位のコミュニティーを想定し、どのような形でまちづくりの協議を住民と行っていくかということでございますけれども、前にも同じ質問をなさっておられますので、答えは全く同じになるかと思っておりますけれども、やはり自然災害などでの地域コミュニティーの必要性を考えますと、利根町におきましては、自主防災組織の単位でもありません行政区が適当な単位であろうと考えております。

また、まちづくりの協議でございますが、まちづくりは地域コミュニティーの単位とは別に個人や団体などさまざまな主体があるかと思っております。町ではこれらの活動に対し、自主性を尊重するとともに、自立化を図っていくほか、共有できる目的があれば、必要に応じ協議を行うなど、積極的なまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） そうしますと、行政区をその単位とするということですが、確かに防災のこととか防犯のこととか、そういうことで地域の住民が同じ思いを持って活動する、テーマ性を持って活動するには、この行政区、それから、自治会単位のそういうところが適当なのかなと思っております。

今のお答えによりますと、自治会を充実させていく、自治会に対して行政がこれからもその支援をしていくということでしょうか。

○議長（井原正光君） 飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚良一君） 石山議員のご質問にお答えします。

自治会に対しましては、自主防災組織の単位が自治会であること等で、防災面でいろいろな支援を行っているかと思っております。そのほか、コミュニティーという形とちょっと離れるかもしれないんですけれども、出前講座なども行っておりますので、必要に応じて要請していただければいろいろな分野がありますので、その中で協議していったらいいかと思っております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 自主防災組織というのは大変大事なものだと思っております。私もコミュニティーの単位ということについては、調べてみましたけれども、小学校区ですとか、そういうものを単位にした調査、そういうところで協働のまちづくりを行ったところのデータとかございますけれども、すんなり行ったところがないようでございます。

先ほど例を挙げました宮崎県の町ですけれども、そこと利根町との状況は違うところがあると思っております。協働のまちづくりというのは、町の発展を下支えする重要な概念だと思っておりますので、これからもその概念をPRしていただきたいと思いますので、できましたらガイドラインがせっかく設置されたわけですから、研修ですとか、それから、講演会、シンポジ

ウム、各種イベントなど、これも盛り上げていていただきたいと思います。

やはりまちづくりは協働の理念、それから、教育であろうかと思っております。日ごろの町の職員の方々の業務に対しては感謝を申し上げておりますが、先ほど各課で連携をとっていき、協働していくスタッフがいらっしゃるということですので、ぜひ日ごろから町のほうにも出て行っていただきまして、次に地域おこし協力隊も募集されているようですが、その方々が入ってきたときにもいい機会だと思っておりますので、町の中に入っていただいて現場の状況を把握していただいて、協働のまちづくりについては尽力をお願いしたいと思います。以上で1番の質問は終わります。

2番の質問に移ります。地域住民の学区における協働推進について。

この質問をさせていただく理由ですけれども、行政からの協働のまちづくり施策については、先ほどの1の質問でさせていただきました。それでは地域住民からのアクションという意味で、その入り口というものを住民は探しているところがございます。その中でも各小学校において地域の方が学校で力を果たしていただく、それが一番身近かなと常々思っております。

最近では、各小学校におかれましては学校だよりを各自治会を通して回覧していただいております。学校だよりで児童の様子もわかります。それから、先日は地域の知り合いの方に教えていただきまして、利根中学校の野球部の練習試合などに行ってみました。そういうところで地域の子供たちは私たちが育てるんだ、地域で育てるんだということを実感した次第でございます。

常日ごろ学校の先生方、多忙な業務、本当にご苦労さまです。日ごろからお見受けしております、そのような先生方が授業に専念していただくために、地域住民が何かお手伝いできないかと考えております。

1番に考えられるのは学校周りの環境整備、花壇、それから、庭木の剪定、池とか、そういうものの整備などが考えられるのではないのでしょうか。利根町において、まちづくりに住民がかかわる身近な場として小中学校の教育現場を考えました。結果として児童生徒の学力向上に寄与すること、それで教員の業務負担軽減のための環境整備などに住民が参画する機会をどのようにつくっていかれるか、そのお考えがあるかどうか、お答えをお願いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは石山議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の教育現場におきましては、地域の先輩方をそれぞれお招きしまして、得意分野の授業や活動をしていただいております。物語の読み聞かせや、子供と大人による世代間交流競技、通学・見守りボランティア、PTA活動など、さまざまな住民の方がかわりを持ちながらご協力をいただいているところでございます。

このような活動を通して、子供たちが地域とのかかわりの中でコミュニケーション能力

を深め、学校の教育課程にはない勉強以外の知識や経験を通して生きる力を伸ばし、人間形成の糧になっているものと考えております。

今後、児童生徒と地域の方々との交流を深めることにより、さらに子供の成長に寄与するとともに、経験豊かでさまざまな得意分野を持っている地域の方々の参画・活動できる場として、小中学校の児童生徒のサポートを推進していただけるよう働きかけていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 地域の方々が、子育て、子供たちの学力アップのための周りの環境整備についてお手伝いができるということは、大変幸せなことだと思います。そのことを推進していかなくてはならないと考えたのは、布川小での体験があったからです。

6年前に学校支援地域本部、それが立ち上がって3年間やったときに、ボランティアを募りました。そのときに既にその学校だより等を回していただきまして回覧していただいていたことが、ボランティアを募るいいルートとなったわけです。それは学校図書館の整理ボランティアでしたけれども、20名以上が手を挙げて、保護者の方から地域の方、そういう方が手を挙げられていて、年配の男性の方も見えられました。

ですから声かけをすれば、それをやりたいなと思う人が、地域の回覧板などはちゃんと目を通していると思いますので、学校の様子も知り、それから、学校の予定ですね、特に中学校などは、この春ですと部活の試合とか、そういうものの様子も目にすると関心も高まりますし、自分も何か役に立ちたいと思うと思います。

一つ懸念はございますけれども、というのはボランティアというのは無償ですよ。そうしますと頼みにくいというか、学校のほうとしても無償だと頼みにくいかなという部分も出てくるかとは思いますが、そういうことも含めてボランティアを募集するということもできたということで、私報告しているわけですが、これからどのように具体的に住民に声かけをされていくか、学校だより以外にも何か方策がありましたらお伝えください。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今、おっしゃられましたように、小中学校のボランティア募集については、先ほどからもお話の中で出ておりますが、学校だよりをそれぞれの小学校、中学校で発行しております。これを地域に回覧させていただいて、地域の方々にも目を通していただくように進めておる次第です。

この回覧につきましても、昨年度、井原議長のご提案により、カラーでつくったものを回覧させていただいておりますので、より見やすくなったのではないかと思います。

また、回覧でございますので、一部一部家庭にお配りすることはできませんので、どうしても見落としてしまったりとかという部分につきましては、利根町のホームページを開きますと、そこから教育委員会を通じて各学校へのホームページができております。その

ホームページの中に学校だより、それから、行事等、いろいろな学校の様子のご案内されておりますので、そちらをごらんになっていただいて、こういう活動をしているので、こういう方々を協力していただけないかという募集とかが中に含まれているかなと思いますので、そういうのをご参考になりながら、地域の方々にさらなるご協力をしていただけるようにご期待申し上げますとともに、先ほども出ましたように、ボランティアでございますので、学校と協力して地域の方々が子供たちを育てていくんだという気持ちの中で取り組みを進めていただけることをご祈念申し上げたいと思います。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 学校だよりについてはカラーでということ、そこは私も聞いていなかったようですけれども、回覧とはいえカラーで各家庭に回っているということが大事なのではないかと思います。

そして言われたとおり、ホームページが各小中学校も充実してきているようでございます。拝見させていただきました。できましたら、各小中学校の行事予定ですね、次の月、その次の2カ月先ぐらまでの、例えばこの前は陸上競技会などがございましたが、そういうものを拝見しますと、そういうものにも応援に行くようなことができますので、ぜひ予定については、目にとまりやすいような方法でホームページにのせていただけるようお願い申し上げます。

それで、ボランティアについてですけれども、ちょっと確認だけさせていただきますが、学校の先生方の多忙な業務を軽減するというのが目的の一つでもありますから、学校周りの環境整備ということで、例えば花壇の整備、それから、植栽の剪定、それとか池またはビオトープも布川小にはあったと思うのですけれども、そういうものを管理するようところはボランティアとして募集はできますでしょうか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 学校環境について非常にご協力をいただいているところでございます。今、石山議員がおっしゃられたように、学校での花壇とか、そういうものにつきましては、なかなか職員の手で賄い切れない部分がございます。年に何回かグラウンド整備や周りの校舎内外の草取りや、そういう整備を地域の方々が率先してボランティアで草刈りをやっていただいたりとか、早朝から草刈りを手伝いに来てくれたりとか、本当に学校としましては助かっている次第でございます。

そういう部分で、行事があるないにかかわらず、年間を通じてご協力いただいている地域のボランティアの方々もいらっしゃいます。幾つかの会の方々、例えばでございますが、文小学校をグラウンドゴルフの会場としてグラウンドをつかっておるので、そういう草刈りのときには協力しますよと、地域の組織の方が率先してやっていただく。大変すばらしい活動かなと思います。

もっともっと地域の方と学校が連携を密にして、すばらしい子供たちの教育環境を整え

られるようにご協力いただければ大変ありがたいなと思います。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それでは、そのボランティアの募集等もまたじっくり考えられて、実際の活動が協働してまちづくりをする、子育ても一緒に地域でやっていきたいと思いますというように、そういうところも醸成していく過程で、必要とあらばボランティアを募集していただければと思います。

既に今の状況でも防犯ボランティア、防犯パトロール、校内のパトロール、それから、登下校時の立哨等も率先してやっていただいているようですので、その方たちが連携して、同じ地域の子供を自分たちで育てるというところで連携がとれていけばよいかなと思います。

当面は学校のほうでその募集について、それから、そのボランティアが応募してきたとして、その後のコーディネートというのもお願いできないかというところで、今のところ地域のボランティアをコーディネートする中間支援組織みたいなものはございませんので、当初は学校のほうでそれはお願いできればと思います。以上で2の質問については終わります。

最後の質問の3番、学校教育における図書利用の促進について。

これも何遍も質問させていただいて恐縮ではございますが、学校教育における図書利用促進策として、利根町読書推進計画というものが4月に発表されました。子ども読書活動推進計画というのが、これは古くて新しいといえますか、子供の学力にとっては下支えとなる読書を推進しようというものでございます。利根町においては、この図書利用促進策をこの読書推進計画の中にどのように記載されたのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

平成28年3月に策定されました利根町子ども読書推進計画の4、学校における読書活動の推進の中で現況と課題について、次のようにうたっております。

子どもが多く時間を過ごす学校は、読書習慣を形成する上で重要な役割を担っています。学校では、国語科を初めとする学習活動全般を通じて多様な読書活動を展開し、子どもが意欲的に読書に取り組めるように工夫しております。本の紹介や本を通しての交流活動、朝の読書などの取り組みは、読書の楽しさとともに心の豊かさを育てています。

特に全小中学校で実施している朝の読書は、静寂の中で1日のスタートを切り、心を落ち着けて学習に取り組むことができるなどの成果を上げております。

読書活動をさらに推進させるためには、子供たちのニーズに合った読書環境の整備や読書を日常的なものにする指導を充実していくことが大切です。そのため、本町では、今後とも図書資料の充実を進めるとともに、各小中学校に配置された専門の知識を持つ司書教諭、学校図書館司書を中心に、子供たちの多種多様な興味・関心に応えられるように環境整備

をしていくことが必要と考えております。

また、取り組みの方向性としましては、主体的・意欲的に読書活動を行う子供たちを育てるためには、いろいろな機会、場面を通じて読書に対する興味づけをし、読書の楽しさを味わわせることが必要でございます。それには、教職員や保護者、学校図書館ボランティアなど、周りの大人がみずからの読書活動を豊かにし、読書のよさを語ったり良書を薦めたり、読み聞かせ等の時間を設定することが必要です。

本との出会いや読書に親しむ機会づくりを推進していき、また、魅力的な学校図書館にするため、町図書館等との連携を深め、利用しやすい図書館づくりを推進していきます。さらに、学校図書館司書と学校図書館ボランティアとの協働を薦め、「人のいる、開かれた学校図書館づくり」を推進していきます。

また、具体的な取り組みとして、一つは教職員参加の読書時間の確保と多様な読書指導の展開、二つ目は家庭や地域と連携して取り組む読書活動の奨励、三つ目は良書の紹介と読書傾向を広げる指導、四つ目は図書資料の充実、五つ目は学校図書館司書と学校図書館ボランティアとの協働、六つ目がPTAによる読書活動の推進、七つ目が学校における図書委員会の充実、八つ目が学校図書のデータベース化の推進に取り組んでいきます。

今後とも、以上のような取り組みを通じて、小中学校における図書利用の促進を進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 子ども読書活動推進計画というものを説明していただきました。

家庭、地域、学校、それから、幼稚園、保育所、それから、子育て支援拠点等、それと町の図書館、学校の図書館、このようなものが体系的に、包括的に子供の読書活動を助けていく、支援していくように、利根町でも進んでいってほしいと思うところでございます。

今のお答えの中で、確かに朝の読書活動ですとか、おうちでの読書活動、それから、PTAによる支援、読み聞かせ、それから、データベース化等いろいろございましたけれども、この図書資料の充実というところで同じようなことを言っている市がございまして、先日行ってまいりました九州の福岡県小郡市というところでは、読書のまちづくり日本一を目指してということで、市長がマニフェストとして掲げたようでございます。

なぜこの市を紹介するかと申しますと、この市では町の図書館を1回指定管理者のほうに移行したんですけれども、この市長になったところで、また直営に戻ったといういきさつがある市でございます。その直営に戻った理由というのは、この市長が言っておられますけれども、行政のほうの動きを効率的にするために指定管理者制度にしたのかもしれない、それから、財政についての効率化を図るといふ点でそうしたのだけれども、結果的にノウハウの蓄積がうまくいかなかった、それから、伝達したりするときのタイムラグが発生するという理由だったらしいです。

そのようなことで、私も興味をいただきましてインタビューなりをしてきたんですけれ

ども、その中で一番印象に残ったのは、じゃあ業務の効率化とか財政上の効率化を図る、少ない予算でどのように効率を上げるかという点で、この図書資料の充実、それから、どのように回転させるか、この図書館は23万冊蔵書があります。利根町はたしか13万冊か14万冊ぐらいの蔵書ですよ、5万9,000人の市としてはそんなに多くはないと思うけれども、ですが、図書資料を十分に回しているわけです。2倍ぐらいの蔵書の貸し出し数があるということです。

そのことが財政上の削減を図るという意味もありますけれども、それは職員の雇用についての削減はできますけれども、それ以上に直営に戻した意味は、図書資料を十分に回したということです。その回すという意味は、やはり選書の段階においても少ない予算の中でいい本を選んで、そして町全体で小学校、中学校、高校、それから、施設等をネットワークでつないで、その中で相互貸借をしたと、そこでの効率化を図ることが財政の削減になると私は理解しました。

その点を、利根町にも立派な図書館があります。14万冊の蔵書がありますと、これからの選書もそうですけれども、ぜひ小中学校にはデータベース化をして、その相互貸借ができるような状態にしていきたいなと思ひまして何遍も質問しているわけでございます。

今後、これから蔵書のデータベース化等がどのように具体的に進んでいくのか、今は布川小が入っておりますが、その様子もごらんになっているかと思ひますが、そのメリットを十分理解していただいた上でデータベース化をしていくことが肝要かなと思ひますが、これからの計画をお聞きいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 図書館ネットワーク構築の進捗とのご質問でございますが、町内の小中学校図書館の電算化状況でございますが、布川小学校は既に図書の電算化は終了しております。現在は文小、文間小、利根中学校の電算化に向けて、先ほどもお話がありましたように、図書ボランティアの方を中心に学校と連携しながら作業を進めているところでございます。

経年的に実施しているという状況でございますが、その進捗状況ですが、各学校で本にデータベース化するための読み取りのバーコードを張っていく作業、これを行っている次第でございますが、何せ何千冊とございますので、それに多少時間がかかってしまっている状況でございます。それが行われ次第、終了後にコンピューターを導入して、本の情報を入力して作業をしているという状況でございます。

学校全体の図書館の電算化がなされまして、その後に公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業に推進していくものと考えている次第です。

図書館では、学校との連携・協力強化という観点に立って、学校への支援については積極的に行うよう努力していただいております。ネットワーク化が完了するまで、学校への支援の一つとして学校に長期間図書を貸し出す団体貸し出しを行っております。これによ



り、児童生徒の読書環境の充実を図っているところでございます。

布川小学校では電算化を進めていく段階で、本の情報の入力作業などを図書館職員がサポートしておりまして、布川小学校以外の学校では、現在、本のバーコード化を進めておりますが、このバーコードは図書館で作成しており、ネットワーク化に支援しているところ です。

今後、ネットワーク構築により各学校間の蔵書の有効活用が図られ、不足した部分をお互いに補うことにより、より一層充実した読書環境が整うものと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 町の図書館を核としてそのようなネットワークをつくっていくことのメリット、それを理解していただいているようで大変うれしく思いました。

これからですけれども、長い時間がかかると思います。それぞれの学校で準備をしまして、それから選書についても、それぞれの学校の方針、そういうものがあって初めて、そのつないだことの意味が出てくるわけです。

ですから、それぞれの学校で図書室と言いますけれども、正式名を学校図書館ですよ、この学校図書館がどういう役割を持っているのかということや学校の職員の方々、校長先生なりが十分に理解していただいて、本当に使い倒してもらいたいぐらいの意欲を持ってやっていっていただきたいと思えます。

一つだけ確認をさせていただきますが、例えば確認といいますか、相互貸借をするときに運ぶ人が必要になるわけです。電子的につながってはいるけれども、運ぶものは書籍ですから、本ですから、それを運ぶのに、先ほどご紹介申し上げた小郡市立図書館はシルバー人材センターを使って、火曜日と金曜日に定期的に運んでいる。小学校と小学校でもあるし、高校と市の図書館でもあるし、そういうところを行き来しているわけです。そういうことで市の方々が働いているというところも拝見してきました。

ですから、図書整理についてのボランティア等も必要になると思えますし、そういう点で人がいてこそそのシステムだと思えますので、その辺を鑑みていただいて、これからもどうぞよろしく願い申し上げます。

今後の予定については、1年後か2年後ぐらいで小学校あたりが全部入るような感じでしょうか、大体で結構ですので、計画をお答えください。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 具体的に何年とか、何月とかということは今現在では申し上げられないんですが、予定といたしましては各学校、布川小学校を除いた図書館での本の整理及び電算化が進められることにより、バーコードの張り付け作業のめどができましたら、次のステップである図書館システムの導入に向けての計画策定を予定しまして、予算要望を行っていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それでは、教育長を先頭として、これからも計画をどのぐらいを  
めどにというところで目標を持たれてやっていていただきたいと思います。

図書館システムというのは、町の全体をつなぐわけですが、ほかの団体も考えられます  
けれども、大学とかあれば、そういうところを図書館につなげるという形にしておいてい  
ただきたいということと、町全体のことでありますから、どこが主導してこの計画を進めていく  
のか、どのように考えておられるかだけお聞きして最後といたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 学校図書につきましては、教育委員会が主導的な立場で町の図  
書館と協議しながら進めていければと考えております。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

---

午後3時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者、6番船川京子議員。

〔6番船川京子君登壇〕

○6番（船川京子君） 6番通告、6番船川京子です。傍聴席の皆様におかれましては、  
お忙しい中、お運びいただきましてありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、未就学児の就学相談についてお伺いいたします。

利根町教育委員会では、平成29年4月に町内の小学校入学を控えた子供の保護者に対し、  
1年前の平成28年4月に就学相談のお知らせを行っております。落ち着きがなくじっとして  
いられない、話や指示内容が理解できにくいなど、お知らせにはその相談内容が具体的に  
記されています。小学校入学およそ半年前に、幼稚園や保育園の年長児に対し就学前健診  
が行われますが、利根町教育委員会では1年前から就学相談のお知らせをしています。

入学を控えた子供たちが少しでもスムーズに小学校生活をスタートできるよう、保護者  
や子供と一緒に就学に関する個々の課題解決に向け、具体的に取り組まれていると認識し  
ています。けれど実際は、保護者が子供の様子に少なからず不安を抱いているとしても、  
必ずしもみなが相談にお見えになるとは限らないのではないのでしょうか。

平成26年第3回定例会で5歳児健診についての質問をいたしました。町長からは、現場  
の課題として次のような内容のお答えをいただきました。

保護者の中には問題を指摘されたり、振り分けされることに違和感を持ったり、認めたく  
ないという態度をとり、療育相談への誘いを断る保護者がいること、また、そのような  
思いを持つのは親として当然のことだとも考えるが、保健福祉センターの役割は支援者と

して保護者の気持ちに寄り添いつつ、治療や療育の機会を逃すことなく支援に結び付けていくことが大切と、この答えにもあるように、特別な支援を必要とする子供を療育や適切な支援につなげるには保護者の気持ちが大変だと感じています。

また、同定例会で教育長からは、教育委員会指導室が窓口となり、就学相談を行っていること、幼稚園や保育園を巡回し情報を得、保健福祉センターで行っている乳幼児健診の診断結果などを教育委員会と共有しながら、児童生徒の支援に係る適切な判断や必要な支援を行う体制を整えているとのことのお答えをいただきました。

町では支援を必要とする子供に向け、丁寧に支援する体制が整備されていると理解していますが、先ほども申し上げましたように、保護者の気持ちが一番重要であり、大切であると感じています。恐らく町担当課においては、乳児から見守る過程で、療育の場を必要とする幼児の見逃しはほとんどないと思います。しかし、その次にある最も重要な対応が必要な支援につなげることではないかと思えます。

それには、まず親や祖父母など家族の正しい認識、理解、そして専門機関に少しでも早くつながることが何より大事なことだと考えます。対応が遅れると、それだけ症状が進むと言われていきます。しかし、親や家族が受けとめ、理解し、望ましい対応を見つけていくには時間が必要ではないかと感じます。就学前健診から入学まで半年間という限られた時間の中で適切な対応をすることができないまま、子供の就学を迎えてしまうケースもあるのではないのでしょうか。

この課題を少しでも解決するために、親の気づき、考えるきっかけの場の提供や、保護者が相談しやすい環境づくりの整備、強化を目指す新たな取り組みや工夫などをお考えいただきたいと願うところです。目指すところは本人である子供のこれからの人生と、その家族のために、また時を同じくして育ち行く子供たちのためにも、就学前に適切な支援につなげるのが最も望ましい対応だと考えます。

では、未就学児の就学相談についてお伺いいたします。

初めに、未就学児の就学相談件数やその内容なども含め、支援を必要とする未就学児の現状と課題及び町における近年の傾向をお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 船川議員の質問に対する答弁を求めます。

杉山教育長。

〔教育長杉山英彦君登壇〕

○教育長（杉山英彦君） それでは、船川議員のご質問にお答えいたします。

未就学児の就学相談についてのご質問ですが、平成27年度に実施しました次年度に入学する未就学児の相談件数は、延べ39件ございました。その内容ですが、発達に関する相談が27件、身体に関する相談が12件ございまして、近年、相談件数は増加傾向にございます。

できる限り一人一人のニーズに合った合理的配慮ができるように、また、小学校や特別

支援学校との円滑な接続ができるように連携を図り取り組んでいるところでございます。

一方、課題といたしましては、発達障害等、支援が必要なお子さん及びその保護者の方に対する教育相談の周知がまだ十分にこなされていない点でございます。この点をさらに工夫・改善し取り組んでいきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、今、教育長からいただいたお答えの中での教育相談の周知という部分を、もう少し具体的にご説明いただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今、お答えしましたように、入学前に、保護者の方と来年度各小学校に入学する保護者の方の、いろいろ学校に対する入学するための疑問点とか不安、いろいろな新しい学校に入るに当たっていろいろ質問等があると思うのです。そういうものを、カウンセラーを含めて指導室のほうでの対応として、相談活動として実施させていただいておるんですが、実際、細かいところの相談にいらっしゃった方はおりません。それを充実していくことによって、入学への不安や問題をできるだけ教育委員会としても解決の方向に向けさせていきたいと考えている所存でございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、先ほど延べの件数で相談件数をおっしゃっていたんですけれども、延べということは、恐らく1人の方が何度か来られたという可能性もあるかと思うのですけれども、そこで、このように自発的に相談に来られる方は、子供や家族にとっても将来的にもよい方向へ向かうのではないかと考えます。しかし、なかなか自分からは相談ができず、不安な気持ちのまま過ごしてしまう方もいらっしゃるのではないかと思います。

そういった方に対しては、学校教育課だけでは把握しきれない部分も、現場はあるのではないかと考えますが、そういった相談に来られない保護者に対してはどのようなタイミングで声をかけ、支援のお誘いをするなど、そのような対応をまず行っているのか、またそういった対応ができるきっかけやチャンスをつくられたり、教育長のほうでそういった対応をされているのかどうかお伺いします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今のご質問でございますが、本当に入学前に相談に来られる件数はほとんどございません。ですから、こちらからアプローチをかけると言いますか、入学前に就学相談という形で、各保育園、幼稚園等に、室長及び保健センターの方と一緒に子供たちの様子を参観させていただいたりして、その様子を伺いながら、保護者の方と面談をさせていただくという形をとらせていただいております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今、教育長のお答えの中で、保健センターの職員の方や室長など

と一緒に幼稚園や保育園を巡回し参観していらっしゃるというお答えをいただきましたので、これは私が出させていただいた次の質問と関連をしますので、先に次の質問に進ませていただきます。

例えば入園式、卒園式などの式典を初め、保育参観、運動会や発表会など、保護者の来園時に保健師や心理判定員の方にも参加していただき、保護者とともに集団の中での子供のありのままの様子を参観し、共通認識を持つ事で、より親や家族の心が開き、相談しやすい環境が整っていくのではないのでしょうか。そして、改めて親子の状態を見ながら、個別に対応する機会を設けることで、子供の早期療育に少しでも道が開ける可能性が見えてくるのではないかと考えますが、町のお考えをお伺いいたしますという質問を次に上げさせていただきます。

そこで、このことをお尋ねすると同時に、先ほど教育長がおっしゃっていた子供たちの様子を幼稚園や保育園を巡回されているという、その部分でどのぐらいの頻度で巡回をされているのか、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 今の2番の質問につきましては、保健福祉センターのほうでの取り組みなので、そちらで回答をしていただきます。

先ほどの、情報共有をするため、どのぐらいの頻度で協力しているかということですが、現在、先ほども言いましたように、保健福祉センターと指導室の方が一緒に訪問、応対、電話等を含めると、約週に2回程度実施しているという状況でございます。

先ほどの件については保健センターのほうで答弁願います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

就学支援のご質問につきましては、以前からお答えをしているところでございますが、利根町では20年以上前から早期療育には力を入れているところでございます。

乳幼児期では3歳児以前の1歳6カ月児健診から、発達検査のほかに問診なども強化し、母親の訴えに耳を傾け、育児で困っていることなどや育てにくさなどを聞き取り、親への支援を開始しております。

支援方法は、それぞれの子供の年齢・特性に応じ振り分けを行い、集団教室への参加による支援、個別指導による支援などが就学前まで受けられるようにしております。

また、既に実施しております巡回相談では、指導室と連携し、年に数回、各保育園・幼稚園を訪問しております。

健診から療育につながっている児童の様子を、保健師と臨床心理士が各所・各園を訪問し、確認を行い、必要な支援や情報交換を行っております。巡回相談は3歳児健診以降の転入児などへの対応も含めて、保護者への支援と同様、重要な役割を果たしているところでございます。

就学支援の対象としまして、以前は年長児から対象にしておりましたが、現在ではさらに年齢を引き下げ、年中児から個別支援のための連携を図っているところでございます。

今回のご質問でございますが、保護者からのより相談しやすい環境整備のための方法として、行事などの参観日に同席する方法をとられてはということでございますが、園関係者以外の立場で同席するのは理解されがたい点や、保健師・臨床心理士のスケジュール調整が困難などの理由から、現時点におきましては考えておりません。

町としましては、今後も各保育園・各幼稚園を定期的に巡回し、就学に向けて一層の連携を密に行い、就学支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 先ほど教育長からいただいたお答えは、情報聴取のための対応が週2回ということだったと思うのですが、私がお尋ねした、どのぐらいの頻度で保育園、幼稚園を巡回されているのでしょうかという質問に対しては、町長のほうから年に数回というお答えをいただきました。

それと、利根町が早期発見に力を入れていることは、これまでも、平成23年、26年と2回にわたり5歳児健診の質問をしてまいりましたので、大変よく理解をすることでございます。

最後にいただいたお答えの、保護者ととともにありのままの子供の様子を見てほしいということに対するお答えなんですけれども、まず行事に幼稚園や保育園以外の関係者が参加することに対しては、理解されがたいというお答えをいただいたんですけれども、日ごろから連携をとり巡回をされているのであれば、まずそんなに違和感は、現場はないのではないかとの印象を持ちました。

それと、保健師と心理判定員の方のスケジュールがあわないというお話がありましたが、確かに心理判定員の方とみながスケジュールをあわせるのは難しいことかもしれません。でもちょっと角度を変えると、保育参観の日に焦点を充てて足を運ぶということであれば、そんなに高いハードルがあるのかなというのは、外から見させていただいている印象なのかもしれませんけれども、そんな印象を持ちました。

まず、そのことについてのご説明を1点お願いしたいのと、もう一つは、保護者の方とプロの専門職の方が同時にありのままの、おうちとかではわからない、親と一緒にいない時に見せるちいちゃなお顔を、お友達と遊んでいるありのままの状態のときに一緒に見ることによって、親の気持ちが、よくも悪くも、必ずしもこれ心配事というのは特別な支援だけではないと思うのです。そういった全般に関しても心を開く一つのチャンスになるのではないかと思います。そこら辺のところは意味のないことでしょうか、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） ただいまの質問でございますけれども、まず行

事にあわせることができるか、できないかというところでよろしいのでしょうか。

今現在、保健福祉センターのほうの母子保健療育指導にかかわっている臨床心理士は2名で、臨床心理士というのは、そのほとんどが利根町に来ていらっしゃる方々もベテランの方々でございますけれども、利根町以外に月のスケジュールが全て埋まっている方々でございます。ほとんどが学校の教育委員会のほうでのスクールカウンセラーですとか、あるいは自分で発達心理士、あるいはそういうところでの別な事業を抱えている方々に来ていただいております。

そういった中でのスケジュールをあわせる、そこに園のスケジュールにあわせるというのは、まずこれは困難であろうと考えております。当然ながら町保健師に関しましても、療育指導担当の職員は1名ということでやっておりますので、なかなか行事にあわせるというのが現時点では難しいと考えております。

また、同じ場でありのままを見るということの意義を今強く言われておりましたけれども、確かにそれは理解できます。しかし、町の保健事業の中で、先ほど巡回の頻度も教育の答弁とずれていたということでございますが、定期的には年度初めと、それから、就学児健診、これをもって定期的に各園1日1つの園を1日ばかりで行っております。

そういった中で、それがこの後の教育委員会からのほうでもあると思いますが、場合によってはそれはあくまでも定期的ということで、それ以上にももちろん行っております。

それから、その支援の、あるいは監察の場として、そういった今、各保育園、幼稚園を定期的に循環している中で、先生方から子供たちの様子、あるいは先生方からの情報から保護者への直接のアプローチを行っているわけでございますけれども、支援のスタートとしましては、こちらから直接声をかけることもありますし、あるいは園から保護者への声かけで保護者のほうからつながってくる場合ですとか、また、保健福祉センターの方では定期的に子育て講座なども開催しておりますから、そういった中でふだんの園の情報ですとか、来ていただきたい保護者へは、こちらからも積極的に声かけをしております。

そういった中で必ずしも行事だけで、行事だけとは言いませんけれども、そういったところで補えない部分、別な部分でしっかりと情報を収集した中での積極的なアプローチを行っております。

以前に、先ほど船川議員のほうが発達の遅れなど、そういった指摘をされたり、振り分けされることで違和感を持ったり、認めたくないということで、こちらの療育相談への誘いを断ってくる保護者がいるというのを以前に課題に出したことがありました。確かにそうですねけれども、このような傾向というのは、比較的年少児、小さい子供さんの時点では、そういう傾向にありますけれども、やはりある程度就学が近くなっていく保護者の方に関しましては、こちらからの声かけには、大概是しっかりと応じていただけているという状況になっていると思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 最後におっしゃった、「しっかりと応じていただける状況」とはどういうことですか。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） しっかりと応じていただけるというのは、拒否をするというような、そういうことへの、そういう態度はとらないで来ていただけると、相談に応じていただける、こちらからの誘いかけに応じていただけるというような意味でございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 私がお尋ねしているのは、何が何でも保育参観に参加してほしいとか、行事に参加してほしいとかということではなくて、例えばと申し上げたように、私も以前申し上げましたが、県にも確認したところ、先ほどの町長のお答えにもありましたように、利根町は20年かけて早期発見、早期療育の体制が整っているし、早期に発見する部分も大変優秀だと認識をしています。

であるならば、先ほど教育長のお答えにもあったように、増加傾向にある現場の改善のために何かできることがあれば、もう一步お考えいただけないでしょうかということをお願いしています。

先ほど、ありのままの姿を保護者と一緒に見るといえることが、それはよくわかるというお答えをいただきました。ということは、そこに全く意味がないということではないと思います。なので、それに限るわけではないですけれども、今後の取り組みとして何か整備を、体制強化とか新たな取り組みとか、そういった部分で考えていらっしゃることはありますか。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） これは教育委員会のほうでの新たな取り組みとしてことしから始まったところでございますが、私のほうで答えさせていただきます。

新たな取り組みとしまして、今年度より、先ほど船川議員が就学相談のお知らせという内容のものを読み上げていただきましたけれども、そのお知らせを各園に配布しているということでございます。

それによりまして、相談を希望される保護者向けに就学に関する相談表が各保護者に配られ、そして各幼稚園、各保育園に配られて、その相談表は当然保健福祉センターのほうでもいただいております。そういったものを使って保育園あるいは巡回相談のときに現場のほうから情報をいただく、あるいは保護者からいただく、そういった多方面からの対応で、より保護者が相談しやすいような環境づくりというところを、今現在取り組んでいこうと、さらに先へ一步としまして取り組んでいこうとしているところでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） この就学相談のお知らせを今年度から取り組んでいただいたこと



は、大変うれしく思っています。平成23年、26年に5歳児健診の質問をしたときも、こういったことすらお答えの中にはいただけませんでしたので、この件に関しては大変うれしく思っております。

しかし、先ほど課長のお答えの中に行事にあわせるのは難しい、臨床心理士が忙しい、担当が1名だから行かれない、そういったお答えをいただきました。ここの部分はとても残念に思います。

なぜならば、1歳半当たりから兆候が見られてわかる子供たちを目の前にしているにもかかわらず、一人でも多くの子供に、人生にかかわることですので、きちんとした療育につなげてあげてほしい、そう思うから、そのために何か現場で、私も子供を育てた母親なので、保健師さんの存在というものが育てる上で、初めの一歩の上でどんなに大きなものなのかが、この質問をさせていただくに当たり何日も考えて思い出しました。

本当に双子で小さかったので、発達も遅れていたもので、どれほど不安な気持ちで育てましたが、保健師さんの3歳児健診の励ましで本当に救われた記憶があります。それだけに、何とかいい形でできれば、お母さんたちが不安な気持ちを、心を開いて保健師さんに一人でも多く相談できるような体制を整えていただければなど念願をいたします。

課長のほうから何かありますか。

○議長（井原正光君） 秋山保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（秋山幸子君） 先ほどの答弁が、人がいないからできないと聞こえたのでしたら、それは訂正いたします。人がいないからできないというよりも、今現在はあらゆる情報交換を貴重な場としております。そういった中で保育園ですとか幼稚園の先生方というのも、きちんと今はそういった中で情報交換が十分にされていると。ただあくまでも船川議員がおっしゃる保護者との同席というのが第1条件と言えば、それはなかなか、それをクリアするというところでは、今現在は実施しますということは言い難い部分だと思います。しかし、それを十分に乗り越えるだけの部分では日々努力をしているというところですから、ご理解いただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは次の質問に移らせていただきます。

学習支援事業についてお尋ねいたします。

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が始まり、これにより生活全般にわたるお困り事の相談窓口が全国に設置され、町としても対応されていることと思います。その支援制度の中にある生活困窮世帯の子供の学習支援で、国は子供の明るい未来をサポートすることを目的とし、子供の学習支援を初め、日常的な習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子供と保護者の双方に必要な支援を行うことを目指しています。

平成27年版子供・若者白書によると、平均的な所得の半分を下回る子供の相対的貧困率

は、1990年代半ばごろから概ね上昇傾向にあり、2012年には16.3%となっています。子供がいる現役世代の相対的貧困率は15.1%であり、そのうちひとり親家庭など大人が1人の世帯では54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となります。これは、17歳以下の子供の6人に1人が貧困状態にあり、母子家庭や父子家庭などひとり親家庭では2人に1人以上が貧困状態にあるということになります。

町の現状も著しくかけ離れてはいないのではと考えます。経済的格差は子供の学力にも大きな影響を及ぼします。親の収入が少ないと十分な教育費を捻出することができなくなり、例えば塾に行きたくとも通えないなど、学習面で不利な状況に置かれます。親が仕事で忙しく、子供に宿題をこなさいなど勉強に目を向かわせる暇もない場合、子供は学習に対する意欲が湧かなくなり、進学に悪い影響が出てきます。

また、学力が身につかず、高校を中退する生徒や大学進学を諦める生徒もふえ、就職にも影響していくと考えます。そして生まれ育った家庭と同じように、経済的に困窮する負の連鎖を生むおそれが出てきます。

茨城県では生活困窮世帯の子供の学習支援事業、いば・きら塾がスタートしています。子供の貧困連鎖を断ち切るためには、学力の向上は重要課題の一つであると考えます。生活困窮者自立支援法に基づき、貧困家庭の子供に行う学習支援事業について、町はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 生活困窮世帯の子供の学習支援事業についてというご質問でございますけれども、まずこの事業の対象者は生活保護受給世帯、準要保護世帯の小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒で、週1回、3時間程度学習支援を行うものです。ただし、夏季休業等の長期休業期間中は、週2回まで開設できることになっております。

現在のこの事業の進捗状況でございますが、茨城県から平成28年2月に町に事業実施のための協力要請があり、町としても事業の必要性を考慮し、最大限協力することとしました。

そこで、この事業の実施に向けては、会場や学習支援ボランティア、事業所の責任者及び支援員の確保等を行う必要があります。そのようなことを考慮しますと、町内の事業者でこの事業を受託できる事業所としては、社会福祉協議会が適した事業所ではないかと考え、社会福祉協議会と事業実施に向けて調整をしているところでございます。

今後、町としましては、会場及び学習支援ボランティアの確保、学習支援を受けたいと希望する児童生徒の調査、また、勉強を教えていただく講師の紹介など、人材の提供等について積極的に協力をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 準備をされていることを大変よく理解いたしました。関連する質問をさせていただきたいと思っております。

要保護、準要保護児童生徒に対する学習支援体制を整えていただく方向に進んでいることは、大変うれしいことだと思います。では、そのいば・きら塾の対象になっていない子供たちの中にも、経済的な理由もあって学習支援の必要性を感じる児童生徒はいないのでしょうか。学習支援を行うことが望ましいと考えられる児童生徒が、この対象以外にも見受けられるのであれば、その子供たちにはどのような対応をお考えになっているのかお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 船川議員の質問にお答えいたします。

学校教育の場におきましては、生活困窮者にかかわらず学習支援を必要とする子供たちは多少見受けられます。クラスの中で支援を必要とする子供たちにつきましては、分け隔てなく、その時間、その時間、個別の指導を行ったり、グループ活動などの折にT Tの先生がより細かく指導するなど、配慮を心がけております。支援に当たるよう各学校に申し述べております。放課後等時間の許す限り、個別の指導、補習授業なども行っております。

それから、本年度より町の事業としまして算数、数学に特化した学力学習の充実を図るためティーム・ティーチング、非常勤講師を町内小中学校それぞれに2名ずつ配置し、複数の教員による学習指導を実施しております。いずれも教員の免許証を持ち、児童生徒一人一人にきめ細やかな指導を行っております。今後この効果が期待されていくことと思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 教育現場の取り組みを大変よく理解させていただきました。

それではもう1点、この生活困窮世帯の子供の学習支援についてお尋ねしたいと思えます。

子供の学習支援の現場における課題として、先ほども申し上げましたが、高校進学、そして就職が挙げられます。国は生活困窮世帯の子供の学習支援の中で、子供が将来自立するポイントとなる高校進学、卒業に焦点を当て、特に中学生の学習支援を重要課題として位置づけています。先ほど教育長が対象である子であっても、そうでない子であっても、勉強で支援が必要となる子に対しては、現場で手厚く対応をされているということをお答えいただきましたので、そこは大変よく理解をするところでございます。

ただ、その上で、やはり対象になる生徒プラス、この要保護、準要保護になっていない子供たちの中で、それに近いことが原因でお勉強がなかなか進まないお子さんもいるのではないかと思います。特に中学生は高校進学があるので大事な時期になるかと思えます。その子供たちに対してはさらなる手厚さというか、勉強だけではなくて、全体的な励ましも必要な部分もあるのではないかと感じますが、その上での勉強の支援のような印象を持っていますが、その辺の対応はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 中学生に対する対応についてでございますが、先ほども述べましたように、個別指導の強化やT Tの先生によるグループ指導や、習熟度別学習などに力を入れて全体的に網羅しているという状況でございます。

また、高校進学や卒業につきましては、昨年度、3年生を対象に、部活動が終了した10月ごろから、放課後に受験指導として補習授業を行っております。約3カ月ほど実施した結果、効果が上がったと伺っております。

また、生活指導を含めた生活困窮者以外の部分でも、さらに対応が必要なのではないかというご質問でございましたけれども、おっしゃるとおりだと思います。学校で対応していることも含めて、家庭との連携をとりながらお互いの問題点を出し合いながら、よりよい学校生活ができるように仕向けていくという方向で考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） この生活困窮世帯の子供の学習支援の中には、子供のお勉強の部分だけではなくて、衣食等にも課題が及んでいると思います。また、その部分も国は強調している部分もあるかと思えます。親の学び直しや課題は広がっていくとの印象を持ちます。今後、福祉課のほうでの対応も広がっていくとの印象を持っていますが、きょうはちょっと時間もあれですので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3点目の質問に移らせていただきます。オリジナル記念証などの発行についてお尋ねしたいと思います。

近年、全国的に大きな広がりを見せている行政サービスの一つに、自治体で発行するオリジナル記念証があります。また、カラーやイラスト、キャラクター入りの婚姻届や出生届などにもさまざまな工夫を凝らしているものも多々あります。特に結婚記念証やお誕生記念証などを発行し始めている市町村は大変多く見られます。

ここで言う結婚記念証やお誕生記念証とは、自治体が独自に作成し、婚姻届や出生届を受理する際などに、希望がある場合、当事者に発行するものです。取り組んでいる自治体では、その事業の目的を自治体PR、若者の呼び込み、将来定住、人口増、また市町村に対する親しみや愛着を持って暮らしていくきっかけづくりなどとしています。

さらに何より一番大事なこととして、市や町が結ばれた2人の新たな門出を祝福し、きずなをより深め、末永く我が地域でお幸せにとの願いを込めているとしています。

いろいろな市町村で発行している記念証の見本を閲覧しました。どれも創意工夫を凝らし、とてもおしゃれで素敵なものが大変多く紹介されています。結婚や出産などを祝い町が発行する記念証を受け取ることは、感動の思い出になるのではないのでしょうか。町からのお祝いのメッセージや時の町長の直筆サインを入れるなど、心こもる工夫でより強い印象になると考えます。

新婚カップルの中には、さまざまな理由により式を挙げられなかった方もいるかもしれません。また、年月を重ね連れ添う中、人生の山坂を乗り越え、時には2人の原点に戻り

たいと思うことがあるかもしれません。そんな振り返りのときなどに、よき思い出の一つになってほしいと期待を持ちます。これら町オリジナルの結婚記念証やお誕生記念証などの発行やオリジナル婚姻届、出生届などについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

あわせて、町では年間何組の婚姻届を受理されているのか、また新生児は何人生まれているのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

町のオリジナルの結婚記念証につきましては、ほかの自治体の結婚記念証や結婚証を参考にさせていただき、婚姻届を利根町に提出された方を対象に、希望された方に対して町オリジナルの結婚記念証の発行を検討していきたいと考えております。

仮称ではございますが、この結婚記念証は、利根町に婚姻の届け出をされた方を祝福するとともに、この記念証を発行することによりまして大切な思い出の地となる利根町の魅力を発信し、利根町に対する愛着心の醸成、町民満足度の向上を図ることを目的に考えております。また、予算措置や要綱の制定など、精査をしてから始めたいと考えております。

次に、お誕生記念証の発行につきましては、まず最初に結婚記念証の発行が実施された後、検討していきたいと考えております。

次に、町オリジナルの婚姻届についてですが、現在、利根町でお渡ししております婚姻届の用紙は白地に文字と枠の色がセピア色の、至ってシンプルな既製品のものでございます。婚姻届の様式は法務省通達により標準様式として定められております。

最近では、全国の幾つかの自治体で、結婚情報誌とのコラボレーションによりオリジナルのものを作成されていたり、漫画のキャラクターの婚姻届の用紙なども実際使用されているようでございます。

しかしながら、婚姻届を含め、戸籍は人の身分関係を公証する公文書でありますので、窓口での審査には十分な時間をかけて受理をしております。デザイン性の高い婚姻届の用紙になりますと、審査がしにくいという点が生じてまいりますので、利根町では届出書審査を重視したシンプルな用紙を今後とも使用していきたいと考えております。

また、町オリジナルの出生届につきましても、婚姻届と同様に戸籍の届け出は厳粛なものでありますので、作成する予定はございません。

次に、平成27年度の利根町での婚姻届の受理件数でございますが47件、新生児の数は59人でございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） オリジナル結婚証検討の段階に入っただいたということは、大変うれしく思います。また、このオリジナルの婚姻届は、それに関しては私も大変婚姻というのは厳粛なものだと思いますので、現行の形で共感する部分があるんですけども、

出生届はかわいくてもいいかなとちょっと思いました。

それでは、関連した質問をさせていただきたいと思います。婚姻届を受理される際、受理される前であれば届け出をコピーしてお持ちいただくことは可能だと思います。今思えば、私自身もコピーをしておけばよかったなと思っています。婚姻届を提出する際、婚姻届のコピーや写真撮影など希望される方はいらっしゃるのでしょうか。また、このようなサービスに対する声かけについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

窓口で直接町民の方と触れ合う機会も多いことと思いますので、担当課長にお答えいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 岡野住民課長。

○住民課長（岡野寛之君） それでは、船川議員のご質問にお答えいたします。

2点目の婚姻届のコピーや写真撮影などの希望に関するご質問でございますが、婚姻届のコピーや写真撮影の希望につきましては、記録はしてございませんが、コピーの希望につきましては昨年度はございませんでした。写真を撮ってほしいというような、これからご結婚される方々は数組ございました。

また、このようなサービスに対する声かけについてということでございますが、先ほど町長が答弁しましたように、婚姻届を受理する際には、厳重で慎重な審査をしております。付随するサービス等については、こちらからお尋ねするタイミングがなかなかとれないのも現状でございます。

また、写真撮影につきましては、届出人の方から声をかけてくだされば、届出人の方のカメラとはなりますが、撮影する準備は整えておきますので、遠慮なく申し出ていただければと考えております。

コピーにつきましても、先ほど船川議員がおっしゃいましたように、受理する前でしたらコピーすることができますので、遠慮なく申し出ていただければと考えております。

なお、休日、夜間の届け出につきましては、コピー代金の徴収の問題等もございますので、全ての方々に対応していくのは難しいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは最後の質問になります。

近年、婚姻届や出生届を提出するときに、記念撮影を行えるスペースの設置や背景となるボードなどを設置する自治体がふえてきています。このように、あらかじめ庁舎内に記念撮影を行える場所を設置することについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○議長（井原正光君） 岡野住民課長。

○住民課長（岡野寛之君） 3点目のあらかじめ記念撮影を行える場所の設置についてというご質問でございますが、戸籍の届け出を担当する住民課の1階フロアには、小さなお子さんやご高齢の方も数多く来庁されます。そのような中で記念撮影を実施する場合には、

安全な場所を確保しなければ難しいかなと考えております。

記念撮影を行う場合には、結婚記念証などの発行とあわせまして、あいているスペース等を有効利用して実施できるよう検討していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、新規事業になるかと思うのですけれども、おしゃれで素敵な結婚記念証ができますことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 船川議員の質問が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす6月11日から6月12日の2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月11日から6月12日の2日間は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回6月13日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時08分散会